

令和8年6月定例会

総務委員会資料

(財政部)

秋田市市税条例の一部改正について

第1 条例改正の経緯

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日付けで公布されたことから、今議会において、秋田市市税条例の一部を改正しようとするもの

第2 条例改正の内容

1 個人市民税

(1) 公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出範囲の拡大（10年度課税から適用）

公的年金等について源泉徴収をされない一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（P7 第29条の3の3 令和9年1月1日施行）

(2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限の撤廃等（10年度課税から適用）

スイッチOTC医薬品の購入に係るものは適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入に係るものは適用期限を5年延長する。（P9 附則第6条の2の2 令和9年1月1日施行）

(3) 住宅ローン控除の延長等（9年度課税から適用）

次の見直しを行った上で、適用期限を5年延長し、令和12年末までの入居者を対象とする。（減税による個人市民税の減収額は全額国費で補填）（P9 附則第6条の5の3 令和9年1月1日施行）

住宅の区分		現行（令和6年・7年入居）			改正後（令和8年～12年入居）		
		借入限度額		控除期間	借入限度額		控除期間
		子育て世帯等	その他世帯		子育て世帯等	その他世帯	
新築住宅 買取再販	認定住宅	5,000万円	4,500万円	13年	5,000万円	4,500万円	13年
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅 ※新築住宅は令和10年以降適用対象外	4,000万円	3,000万円		3,000万円	2,000万円	
既存住宅	認定住宅	3,000万円		10年	4,500万円	3,500万円	13年
	ZEH水準省エネ住宅	3,000万円			4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	3,000万円			3,000万円	2,000万円	
	その他の住宅	2,000万円			2,000万円		

(4) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例（10年度課税から適用）

適用期限を令和12年度まで延長する。（P10 附則第6条の6 公布の日から施行）

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（アは9年度課税、イは11年度課税から適用）

ア 適用期限を令和11年度まで延長する。（P14 附則第19条第1項および第2項 公布の日から施行）

イ 譲渡をした土地等が地すべり防止区域等内に存する場合には、特例措置の適用ができないこととする。（P15 附則第19条第4項 令和10年1月1日施行）

2 固定資産税

(1) 免税点の見直し（9年度課税から適用）

家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる。（P9 第47条 令和9年4月1日施行）

(2) わがまち特例の見直し（9年度課税から適用）

ア 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置を次のとおり見直す。（P10 附則第6条の8の2 公布の日から施行）

設備の区分	現 行		改 正 後	
	設備の要件	参酌割合	設備の要件	参酌割合
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4	次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）	1/2
	1,000kW未満	2/3		
風力発電設備	20kW以上	2/3	洋上風力（再エネ海域利用法）	3/5
	20kW未満	3/4	・洋上風力（港湾法） ・陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法）	2/3
バイオマス発電設備	20,000kW未満	2/3	10,000kW未満	1/2
	10,000kW以上20,000kW未満 （一般木質バイオマス等）	6/7		
	10,000kW未満	1/2		

イ バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の減額措置について、対象を劇場・音楽堂等に係るものから特別特定建築物全般に拡充し、減額割合を3分の1を参酌して条例で定める割合（現行：法定割合3分の1）とする。（P10、11 附則第6条の8の2、附則第6条の8の3 公布の日から施行）

※特別特定建築物とは、不特定多数の者又は高齢者・障がい者が主に利用する、特にバリアフリー化が必要な建築物（バリアフリー法第2条第19号）のことで、特例措置の対象となるのは政府の補助（既存建築物バリアフリー改修事業による補助）を受けているものとなる。

3 軽自動車税

グリーン化特例（軽課）の延長（9年度課税から適用）

電気軽自動車および天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（P13 附則第14条 公布の日から施行）

4 その他規定の整備

法改正に伴い、条ずれ等があったことなどから、規定の整備を行う。

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項および第27条の8において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第27条～第27条の5 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、当該納税義務者に係る賦課期日現在において市内に事務所を有する法人もしくは団体もしくは当該賦課期日現在において公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第8条の規定により秋田県知事の公益信託認可(同法第7条第1項に規定する公益信託認可をいう。)を受けている同法第2条第1項第1号に規定する公益信託に対するものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第27条の7～第29条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項および次項ならびに第27条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第27条～第27条の5 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、当該納税義務者に係る賦課期日現在において市内に事務所を有する法人もしくは団体もしくは当該賦課期日現在において公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により秋田県知事その他の執行機関の許可を受けている同法第1条に規定する公益信託に対するものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第27条の7～第29条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定</p>

により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号ならびに第29条の3の3第1項および第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

第29条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する

により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

第29条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する

給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。) の氏名

(3)および(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項および第36条の8第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号および次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限

給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名

(3)および(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第36条の8第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者又は特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)もしくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第29条の4～第46条の3 (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第29条の4～第46条の3 (略)

(固定資産税の免税点)

第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第47条の2～第145条 (略)

附則

第1条～第5条の3 (略)

第6条および第6条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条の2の2 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の3～第6条の5の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の5の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(固定資産税の免税点)

第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第47条の2～第145条 (略)

附則

第1条～第5条の3 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までおよび第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第6条および第6条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条の2の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の3～第6条の5の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の5の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の5の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の2第1項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第22条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第6条の5の5～第6条の5の8 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2および3 (略)

第6条の7 (略)

第6条の7の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第27条の6第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第6条の8 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の5の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の2第1項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第22条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第6条の5の5～第6条の5の8 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2および3 (略)

第6条の7 (略)

第6条の7の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の6第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第6条の8 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割

合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

- 4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第21項第2号および第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第24項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 11 法附則第15条第24項第3号イおよびロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 13 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 18 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19および20 （略）
- 21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の8の3 （略）

2～6 （略）

- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

- 4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号および第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第25項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 18 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19および20 （略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の8の3 （略）

2～6 （略）

- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) (略)
- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 11 (略)
- 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等

- (1)～(3) (略)
- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 11 (略)
- 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13および14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)および(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第6条の9～第13条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適

(6) (略)

13および14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)および(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第6条の9～第13条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適

用については、当該軽自動車令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 (略)

第15条の2～第18条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定

用については、当該軽自動車令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 および3 (略)

第15条の2～第18条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定

する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第20条および第21条 (略)

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第22条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額な

する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第20条および第21条 (略)

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第22条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の金額」とあるのは「所得割の額

らびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) (略) 以下 (略)	ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) (略) 以下 (略)
---	--

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について

1 改正内容

(1) 環境性能割の廃止および種別割の名称変更（軽自動車税）

地方税法の一部改正等に伴い、軽自動車税環境性能割を令和8年4月1日に廃止するとともに、環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を変更する。（P19 第69条）

<環境性能割の概要>

$$\begin{array}{ccc}
 \text{〔課税のタイミング〕} & \text{〔課税標準〕} & \text{〔税率〕} \\
 \boxed{\text{自動車の取得（購入時）}} & \boxed{\text{自動車の取得価額}} & \times \boxed{\begin{array}{l} 0\% \sim 3\% \\ \text{燃費基準達成度等に応じて決定} \\ \text{軽自動車は} 0 \sim 2\% \end{array}} \\
 \text{（自家用乗用車の税率）} & &
 \end{array}$$

車種	税率区分	軽自動車税	自動車税
電気自動車、 プラグインハイブリッド車 等	非課税	すべて	すべて
ガソリン車、石油ガス車、 ディーゼル車 (いずれもHVを含む)	非課税	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
	1%	75%達成～	85%達成～
	2%		75%達成～
	3% (軽は2%)	上記以外 または2020年度 燃費基準未達成	上記以外 または2020年度 燃費基準未達成

(2) その他規定の整備

(1)による軽自動車税環境性能割の廃止、軽自動車税種別割の名称変更等に伴い、これらに関連する条文を削る等の規定の整備を行う。

2 専決処分した理由

地方税法の一部改正等に伴い、令和8年4月1日施行の改正項目について条例を改正する必要があったことから、専決処分としたもの

3 施行期日

令和8年4月1日

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第11条の2 (略) (納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の4の2もしくは第33条の4の5(第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の5の4第1項(第33条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の6、第53条、第72条第2項、第85条第1項もしくは第2項、第89条第2項、第92条、第122条の9第1項、第127条第3項又は第141条第1項もしくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日まで</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第11条の2 (略) (納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の4の2もしくは第33条の4の5(第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の5の4第1項(第33条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の6、第53条、<u>第70条の5第1項</u>、第72条第2項、第85条第1項もしくは第2項、第89条第2項、第92条、第122条の9第1項、第127条第3項又は第141条第1項もしくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第70条の5第1項の申告書</u>、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第70条の5第1項の申告書</u>、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌</p>

の期間

(4)～(6) (略)

第13条～第68条 (略)

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条の3 (略)

日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第13条～第68条 (略)

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条の3 (略)

(軽自動車税の課税免除)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)および(2) (略)

(軽自動車税の課税免除)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)および(2) (略)

(環境性能割の課税標準)

第70条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第70条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第70条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第70条の7 市長は、第77条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるた

(軽自動車税の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日および納期)

第72条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第73条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第74条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所又は居所を証明する文書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出をした者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

第76条 (略)

(軽自動車税の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対しては、そ

めの手続その他必要な事項については、別に定める。

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日および納期)

第72条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第73条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第74条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所又は居所を証明する文書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出をした者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

第76条 (略)

(種別割の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対しては、そ

の課すべき軽自動車税を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号および第4号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 (略)

5 第1項第3号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第78条～第145条 (略)

附 則

の課すべき種別割を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号および第4号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 (略)

5 第1項第3号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第78条～第145条 (略)

附 則

第1条～第6条の5 (略)

第6条の5の2 削除

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の5の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第6条の5の4～第6条の5の8 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用

第1条～第6条の5 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の5の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7および第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「前2条ならびに附則第6条の5の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに附則第6条の5の2第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第6条の5の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第6条の5の4～第6条の5の8 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用

牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第6条の7～第13条 (略)

牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第6条の7～第13条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^{が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)}又は法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪

以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 (略)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条および第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割

以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第74条および第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得

の額および附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

第17条 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中

割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

第17条 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第

「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第19条および第20条 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第19条および第20条 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割

(3)～(5) (略)
第22条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8

の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第22条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8

第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定

第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所

<p>による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

秋田市手数料条例新旧対照表（附則第5項関係）

改 正 案	現 行																								
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する自動車検査証の返付を受けようとする場合に提示すべき軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の交付については、手数料を徴収しない。</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>別表第1 戸籍等関係手数料（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付</td> <td style="vertical-align: top;">納税証明書交付手数料</td> <td style="vertical-align: top;">300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(8)～(21) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	事 務	名 称	金 額	(1)～(6) (略)			(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付	納税証明書交付手数料	300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。	(8)～(21) (略)			<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する自動車検査証の返付を受けようとする場合に提示すべき軽自動車税の種別割の滞納がないことを証するに足る書面の交付については、手数料を徴収しない。</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>別表第1 戸籍等関係手数料（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付</td> <td style="vertical-align: top;">納税証明書交付手数料</td> <td style="vertical-align: top;">300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税の種別割において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(8)～(21) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	事 務	名 称	金 額	(1)～(6) (略)			(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付	納税証明書交付手数料	300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税の種別割において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。	(8)～(21) (略)		
事 務	名 称	金 額																							
(1)～(6) (略)																									
(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付	納税証明書交付手数料	300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。																							
(8)～(21) (略)																									
事 務	名 称	金 額																							
(1)～(6) (略)																									
(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第4号に掲げる事項に係るものを除く。）の交付	納税証明書交付手数料	300円。件数の計算については、年度および税目ならびに地方税法施行令第6条の21第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に掲げる事項ごとに1件とする。ただし、証明する事項が、滞納処分を受けたことがない旨である場合において2以上の年度又は税目に係るものであるときは1件とし、軽自動車税の種別割において2台以上の車両に係るものであるときは台数ごとに1件とする。																							
(8)～(21) (略)																									

秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）新旧対照表（附則第7項関係）

改 正 案	現 行
<p>本則（略） 附 則 1～12（略） 13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る秋田市市税条例第71条および附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表（略）</p>	<p>本則（略） 附 則 1～12（略） 13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る秋田市市税条例第71条および附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表（略）</p>

秋田市市税条例の一部改正（事業所税）について

第1 条例改正の概要

1 事業所税の課税団体の取消し

(1) 課税団体の要件

事業所税を課税することができる都市は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が30万以上の政令で指定する都市であり、地方税法施行令第56条の15の規定により、秋田市が指定されている。

(2) 最近の国勢調査の結果

令和8年5月29日に総務省告示で令和7年国勢調査の人口速報集計による令和7年10月1日現在の秋田市の人口が29万3,588人となったことが公表された。

(3) 地方税法施行令の一部改正により、秋田市の課税団体の指定が取り消される予定となっている。

2 改正条例の内容

(1) 事業所税の賦課徴収に係る規定を削る。

(2) 令和8年5月29日の属する事業年度の直前の事業年度の事業所税については、改正前の条例の規定により課税することとする。

(3) その他規定の整備

第2 条例改正の手続等

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布後、速やかに条例を改正し、施行させる必要があるが、政令の公布が令和8年6月末頃となる見込みであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分による改正を予定している。

施設保有量の見直しの方針案に係る住民説明会等の状況について

1 概要

本年2月市議会総務委員会において報告した標記の方針案について、現在、各市民サービスセンターを会場に、説明会およびパネル展示（※）を開催しており、その状況について報告する。

※職員を2名配置し、来場者に対して公共施設を取り巻く現状と課題、保有優先度評価の方法、評価結果の全体像の説明および意見の聴取やアンケートの実施

2 来場者の状況（6月5日現在）

地域	パネル展示		説明会		合計人数
	期間	人数	開催日	人数	
中央	4/20～4/24	120	4/24	4	124
東部	5/11～5/15	86	5/15	2	88
西部	5/25～5/29	104	5/29	3	107
南部	6/ 1～6/ 5	247	6/ 4	8	255
合計		557		17	574

3 市民からの意見聴取（6月5日現在）

本市の見直し方針案について、概ねご理解をいただいているものと捉えている。

(1) アンケート用紙又はWEB（123件）

内容：回答者の属性、施設のあり方の方向性、方針案に対する理解度など
「積極的に集約・複合化等を進めるべき」の回答が94件（76.4%）

(2) 簡易アンケート（171件）

内容：本市の方針案への賛否
「賛成」の回答が162件（94.7%）

【賛成の意見】

- ・人口が減少しているため、施設の保有量を見直すことは仕方がない
- ・施設を廃止する際、用途に偏りが無いようバランスを取って欲しい
- ・施設の運営面で、無料の施設の有料化も考えてもらいたい
- ・賛成するが、子どもが遊ぶ施設や避難所になっている施設は残して欲しい
- ・集約等した際、施設までの交通手段についても検討して欲しい

【反対の意見】

- ・高齢者が増える状況であるため、保有量は維持して欲しい
- ・施設を集約等することでサービスの低下につながるのではないかと懸念
- ・施設保有量より先に、委託業務等の見直しを行うべきではないかと懸念

4 今後のスケジュール

6～7月	説明会等の実施 北部 6/22～26、河辺 7/6～10、雄和 7/13～17、 中央（2回目）7/27～31
7月～8月2日	パブリックコメントの実施（Webでの回答は8/7まで）
9月	市議会定例会において実施方針の説明

令和9年度当初予算編成に向けた事業見直しについて

1 目的

事業所税の課税要件喪失による税収減への対応や財政調整基金の残高確保に加え、「秋田市『プラスの循環』プラン」に位置付ける事業の財源を確保するため、令和9年度当初予算編成に向けて、事業の見直しを実施する。

2 財政状況

- ・事業所税の課税要件が喪失し、9年度は約11億円の減収（8年度は約4億円減収）
- ・主要2基金（財政調整基金および減債基金）の残高は、年々減少しており、7年度末は約19億円となる見込みであることから、残高の回復が急務
- ・8年3月策定の中・長期財政見通しでは、9年度以降、毎年度収支不足が生じる見込みであり、主要2基金での補てんが必要

3 事業見直しの内容

(1) 対象経費

経常経費および戦略事業以外の政策経費

(2) 取組内容

- ・7年度の取組を生かし、有効性、必要性、代替性・類似性の視点による事業成果の検証や優先度を踏まえた事業の見直しを行う。
- ・デジタル技術を活用した業務の効率化などにより、事務的経費などの固定費の削減を行う。

(3) 手順

ア 部局による検討

イ 行政経営会議での審議

- ・前期（部局の検討に基づき見直し内容を決定）
- ・中間（前期での市長指示事項等への対応を審議）
- ・後期（9年度予算査定において、見直し事業の最終決定）

(4) 議会・市民への説明

